

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道上川郡当麻町

2 構造改革特別区域の名称

当麻町いきいきサポートセダン型特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道上川郡当麻町の全域

4 構造改革特別区域の特性

当麻町は、北海道のほぼ中央に位置し、その面積は20,495haです。町の南から北にかけては山林地帯が形成され、北海道の屋根といわれる大雪山連峰に連なっています。当町は、明治26年に広島・山口県などから屯田兵が入植し開拓された町で、昭和33年に町制が施行され当麻町となり現在に至っています。基幹産業は稲作を中心とした農業で地域経済を支えてきましたが、社会情勢の変化に伴い、農家の離農と若年層の都市部への流出が進んでおり、近年は農業・工業ともに就労人口が減少傾向にあります。そのため、町の人口も昭和30年の14,226人をピークに年々減少し、平成17年6月30日現在では7,731人となっております。一方高齢化は著しく進行しており、平成17年6月30日現在で高齢化率31.4%（65歳以上人口2,430人）と非常に高くなっており、北海道平均の20.9%を大きく上回っている状態です。

このように高齢者が増加していることに加え、当町には身体障害者543人、知的障害者57人、精神障害者95人が暮らしており、そうした状況を踏まえ、当町では平成15年に第2期当麻町高齢者保健福祉計画を策定し「すべての町民がいきいきと健やかに安心して暮らせるまちづくり」を目標として各種福祉サービスの基盤整備を推進しております。

一方、当町における公共交通機関については、JR石北線が通っているものの駅が

当麻駅・将軍山駅・伊香牛駅の3つしかないことや運行本数がほぼ1～2時間に1本と少ないこと、また民間バス会社が1社あるものの、こちらも同様に運行本数がほぼ1～2時間に1本で、循環バス及び町営バスにつきましても運行本数が1日2～4本と少ないことから、住民のニーズに十分に答えられていません。特に身体機能の低下や障害により移動に困難さが伴う高齢者や障害者の方々にとって、通院等で移動する際の手段として十分な役割を果たせておりません。そのため、移動の手段として自家用車に頼らざるを得ない状況にあるものの、多くの高齢者や障害者は自家用車の運転ができず、また家族の運転による移動の場合には家族への負担が重くのしかかります。

当町が掲げる「すべての町民がいきいきと健やかに安心して暮らせるまちづくり」という目標を達成するためには、早急にそのような状況を改善する必要があります。

(1) 身体機能の低下や障害により単独での移動が困難な移動制約者の状況

介護保険サービス利用者

町内の高齢者の371人(高齢者人口比15.3%)が要介護(要支援)認定を受けており、在宅においては203人(高齢者人口比8.4%)が居宅介護(居宅支援)サービスを利用しています。高齢者の在宅生活を支える上で重要な役割を果たす通院等の外出支援において、要介護3以上の方については福祉車両での輸送が基本となっていますが、サービス利用者の81.3%を占める要支援、要介護1及び要介護2の方については全員が福祉車両でなくとも対応は可能であります。

要介護(要支援を含む)認定者数 (平成17年6月30日現在)

単位:人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	111	83	46	47	43	41	371
第2号被保険者	1	5	4	3	0	3	16
総数	112	88	50	50	43	44	387

高齢者人口	2,430人	認定第1号被保険者/高齢者人口	15.3%
-------	--------	-----------------	-------

居宅介護（居宅支援）サービス受給者数（平成17年6月30日現在） 単位：人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	71	65	29	23	13	2	203
第2号被保険者	1	1	3	1	0	0	6
総数	72	66	32	24	13	2	209

当町の外出支援サービス利用状況

当町では、平成12年4月より傷病又は障害等のため一般の交通機関等を利用することが困難な高齢者等が、その居宅と在宅福祉サービスや介護予防事業の提供場所、医療機関等との間を輸送するサービスを開始し、現在54人の方（下表のとおり）が登録されていますが、福祉車両による輸送でなくてはならない要介護3以上の方は14.8%で、それ以外は一般車両による輸送で対応可能な要支援者や高齢者等であり、その数は年々増加傾向にあります。

外出支援サービス利用者数（平成17年6月30日現在） 単位：人

	障害等	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	6	24	10	3	1	6	1	51
第2号被保険者	1	1	1	0	0	0	0	3
総数	7	25	11	3	1	6	1	54

身体障害者の状況

身体障害者手帳の交付を受けている方は543人であり、このうち移動に制約を受ける肢体不自由障害者は317人、視覚障害者は33人に上ります。

1級の肢体不自由障害者については福祉車両を必要とする方が多いものの、多数を占める2級以下の方及び視覚障害者については一般車両による輸送でも十分に対応が可能であります。

身体障害者手帳交付状況（平成17年6月30日現在）

単位：人

	肢体不自由	視覚	聴覚	内部疾患	音声言語	計
1級	54	5	5	65	2	131
2級	68	12	16	3	1	100
3級	55	2	11	17	4	89
4級	67	5	27	14	0	113
5級	52	3	2	0	0	57
6級	21	6	26	0	0	53
計	317	33	87	99	7	543

知的障害者・精神障害者の状況

知的障害者の判定を受けている方は57人、精神障害者通院医療費公費負担患者票の交付を受けている方は95人です。そうした方々は、交通法規の理解、安全確認などができない方が多く、また介護者や環境が変わることによって混乱する方も多いため、移動に際し公共の交通機関を利用しにくく、普段から接している介護者などボランティアによる輸送体制の整備が求められています。

知的障害者・精神障害者数 （平成17年6月30日現在）

区分	人数
知的障害者	57
精神障害者	95

(2) 公共交通機関の状況

平成7年4月から温浴施設・保健福祉センターの利用促進のため、当麻町内を循環するバスを運行していますが、高齢者や障害者などの移動制約者に対応できる車両ではありません。また、町営バスについてもノンステップバスがなく、加えてバス停留所も移動制約者対応になっていないため、利用しにくい状況にあります。

また、本町では1級及び2級の手帳所持者がハイヤーを利用する際に基本料金の補助を行っており、一定の成果を上げていますが、重度の障害者等の移動の際にサポートが必要な方が安心して利用できる状況にはなっていません。

公共交通機関の状況

	会社等	路線数及び台数	便数
鉄道路線	北海道旅客鉄道株式会社	1路線（石北線）	1～2時間に1便
バス路線	道北バス株式会社	2路線	1～2時間に1便
循環バス（ヘルシヤット送迎バス）	当麻町	1路線	1日に2～3便
町営バス（スクールバス）	当麻町	2路線	1日に2～4便
ハイヤー	当麻ハイヤー株式会社	2台	

(3) 福祉有償運送の実績事業者

当町では、3つの訪問介護事業所で介護保険の訪問介護及び当町の外出支援サービスの委託を受け輸送を行っていますが、福祉車両の保有台数が十分ではないため、利用者のニーズに応えられるよう運行車両を一般車両にも拡大し輸送体制の充実を図る必要があります。

5 構造改革特別区域計画の意義

高齢化が進み、また核家族化の進行に伴い子どもとの同居世帯が減少し、独居高齢者・高齢者夫婦世帯が増加している現状を踏まえ、町の福祉施策に基づき外出支援サービスを実施してきておりますが、本特例を活用することで、今後も増加が予想される高齢者や障害者に対して安定したサービスの提供が可能となります。これにより高齢者らが住み慣れた地域や家庭でいきいきと在宅生活を続けることができるようになり、当町の高齢者保健福祉計画の目標でもある「すべての町民がいきいきと健やかに安心して暮らせるまちづくり」の達成に繋がります。

6 構造改革特別区域計画の目標

当町が高齢者福祉計画推進のために目標としている「すべての町民がいきいきと健やかに安心して暮らせるまちづくり」の中で「地域ケア体制の構築」がありますが、その推進方策の一つとして、「高齢者や障害者にやさしい生活環境整備、移動手段確保等の利便性に配慮し、必要なサービスが円滑に利用できるよう環境の確保に努める」があります。当町で、平成12年4月から実施している外出支援サービスに加えて、本特例を活用して、移動制約者に対する移動体制の整備を推進していくことで、高齢者や障害者の自立と社会参加の促進を図るとともに家族の介護負担を軽減します。また、既存の社会福祉法人等のみならずボランティア団体の活発化を促します。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

今回申請を行う福祉有償運送のセダン型車両への拡大を行うことによって、移動制約者の医療機関への通院及び介護予防事業の提供場所への移動がよりしやすくなるのと同時に、高齢者・障害者等が可能な限り住み慣れた地域や家庭でいきいきと生活していくことを支援することにもなり、社会参加が促進され介護予防が期待できます。また、送迎等の介護に追われる家族の負担軽減が図れ、そうした家族の就労の機会拡大にも繋がります。加えて、地域に生活する高齢者や障害者の社会参加と共に住民の福祉に対する意識の向上にも繋がることが期待されます。

8 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における
使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

当麻町外出支援サービス事業

- ・実施者 当麻町
- ・対象者～傷病又は障害等のため一般の交通機関等を利用することが困難な高齢者等
- ・内容～居宅から在宅福祉サービスや介護予防事業の提供場所及び医療機関等との間を輸送
- ・利用料～町内往復500円、町外往復2,000円
- ・車両～福祉車両5台及びセダン型車両6台
- ・(参考)平成16年度利用者～45人 延べ599回利用

ヘルシーシャトル送迎バス運行事業（町内循環バス）

- ・実施者 当麻町
- ・対象者～町民（温浴施設・保健福祉センター利用者のみ）
- ・内容～温浴施設、保健福祉センターまでの利用者の移送
- ・利用料～無料
- ・運行回数～1日2～3便
- ・運行車両～福祉バス（定員28名）
- ・（参考）平成16年度利用者～6,515人

当麻町スクールバス運行事業（町営バス）

- ・実施者 当麻町
- ・対象者～町民
- ・内容～町民の町内間の移送
- ・利用料～大人200円、障害者100円、小人100円（通学時無料）
- ・運行回数～1日2～4便
- ・運行車両～大型バス（定員60名）2台
福祉バス（定員28名）1台
- ・（参考）平成16年度利用者～8,674人

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

1 特定事業の名称

1206(1216)NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、特区内で活動する社会福祉法人、農業協同組合、NPO法人、医療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

当麻町内で活動を行なう社会福祉法人、農業協同組合、NPO法人、医療法人及び公益法人

(2) 事業が行なわれる区域

出発地又は到着地が当麻町

(3) 事業により実現される行為

事業に関与する主体が所有する車両を用いて、要介護（要支援を含む）認定を受けている方や障害者等のうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車両が福祉車両に限定されている。この福祉車両は購入費用が多額にかかること、また整備費用が高額なことから、保有できる台数が限られてしまい、福祉車両ではなく一般車両による輸送でも問題がない移動制約者に対する移動サービスまで十分に提供できていない現状にある。そこで、使用車両を社会福祉法人等が所有するセダン型等の一般自家用車にまで運用の拡大を行なうことによって、高齢者や障害者の通院及び介護予防事業の提供場所等にさらに安定したサービスを供給していく。

(2) 当麻町福祉有償運送運営協議会の設置

福祉有償運送事業の円滑な実施のために、関係機関による当麻町福祉有償運送運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。運営協議会の事務局は当麻町健康福祉課に置く。

運営協議会は、当麻町が主宰し、構成員は次の者とする。

- ・当麻町長が指名する職員
- ・旭川運輸支局長が指名する職員
- ・老人クラブ連合会会長
- ・利用者代表
- ・住民代表
- ・当麻ハイヤー株式会社代表
- ・公共交通機関に関する学識経験者

苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

(3) 運送主体

当麻町内で活動する社会福祉法人、農業協同組合、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図ることに活動を行なうことを主たる目的とするものに限る。）医療法人及び公益法人で、次の要件を満たし、運営協議会の決議を経て旭川運輸支局長の許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、次の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められたものとする。

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する「要介護者」及び第4項に規定する「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

苦情処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

(4) 使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることを表示するものとする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

- ・運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること
- ・当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること
- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること

(5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

- ・申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと
- ・北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を終了した者であること
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行なう福祉輸送に関する研修を修了した者であること
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

(6) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人 8 , 0 0 0 万円以上及び対物 2 0 0 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。

(7) 運送の対価

運送の対価については、一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般旅客自動車運送事業の概ね 1 / 2 とする。

(8) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

運送主体が、道路運送法第 7 条の欠格事由に該当するものでないこと。